

令和元年9月2日現在

機関番号：34316

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07259

研究課題名(和文) ロシア帝政期南東コーカサスにおける法制度と裁判機構

研究課題名(英文) The Legal System and Courts of the Southeast Caucasus in the Russian Empire

研究代表者

塩野崎 信也 (Shionozaki, Shinya)

龍谷大学・文学部・講師

研究者番号：70801421

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：ロシア帝国の統治下にあった19世紀後半における南東コーカサス(現在のアゼルバイジャン共和国にあたる地域)の司法に関する制度とその運用の実態を、文書史料を利用して実証的に解明した。該当する時代・地域の司法制度が二重構造となっており、旧来からの裁判機構であるシャリーア法廷が「仲裁」を行うという解釈でロシア帝国の司法制度に矛盾なく組み込まれていたことを明らかとしたほか、婚姻に関する制度と住民たちの実際の行動の一端を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ロシア帝国が異民族統治にあたって、旧来の慣習や法制度を基本的に維持しつつも、その運用者たち(南東コーカサスの場合は「イスラーム聖職者」)をロシア官権の管理下に置いたり、帝国の法制度の中に組み込んだりすることを通じて中央との統合を進めていたことが明らかとなった。これは従来から言われていた「帝国」の統治のあり方、すなわち「多法域空間としての帝国」の議論をなぞったものに過ぎないが、本研究はそれがロシア帝政期南東コーカサスにおいても見られることを、文書史料などから実証的に明らかにしたことに学術的意義がある。

研究成果の概要(英文)：This study elucidates practically the judicial system of the Southeast Caucasus (present-day Republic of Azerbaijan) in the late 18th century, governed by the Russian Empire, based on an analysis of archival materials. The Russian Empire was maintaining the Sharia courts (traditional judicial organizations of the Islam) in the region, and interpreting them as courts of arbitration to put them into the Russian legal system without contradiction. It was a sort of double structure of the judicial systems. This study also makes clear that the marriage system and indicates partly patterns of marriages of inhabitants in that region.

研究分野：西アジア史

キーワード：東洋史 アゼルバイジャン ロシア帝国 帝国 法制度 裁判制度

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

報告者は本研究を開始する以前、南東コーカサス(現在のアゼルバイジャン共和国に該当する領域)の住民が「アゼルバイジャン人」としての民族意識を形成する過程に関する研究を行ってきた。彼らが民族意識に覚醒するのはロシア帝国の統治下にあった 19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけてのことであったが、同時に興味深い事実も明らかとなった。それは、ロシア帝政期の現地住民の間に「イラン」に対する帰属意識が存在し、その意識はかなり後の時代まで残されていたことである。

確かに、16 世紀前半以降、南東コーカサスは基本的に、イラン高原を本拠とするサファヴィー朝の統治下にあった。しかし、18 世紀初頭に同王朝の支配が崩れると、南東コーカサスでは地方君主たちが分立、イラン高原とは政治的に分断されていく。その後、複雑な過程を経て、南東コーカサスは 19 世紀初頭にロシア帝国領となるわけである。そして、そのロシアの支配下で「アゼルバイジャン人」意識が形成されると、次第に民族主義が高揚していき、1918 年にアゼルバイジャン人民共和国として独立するに至った。しかし、その独立国家建設の直前においても、南東コーカサスでは「イラン」への帰属意識がかなりの程度残っていたのである。では、サファヴィー朝崩壊後の 1 世紀にわたる混乱、さらにその後 1 世紀続いたロシア帝国の支配にもかかわらず、南東コーカサスにおいて「イラン」への帰属意識が残存した理由は何だろうか。

その解明のためには、まず当時の南東コーカサス社会の実態を知る必要があるだろう。この分野における古典的研究としては、18 世紀に関するアブドゥッライエフの研究、19 世紀に関するミリマンの研究がある。これらの研究から明らかになるのは、当時の南東コーカサスにおいては、「イラン」(より具体的には、サファヴィー朝)の伝統的な社会機構・制度がかなりの程度残されたことである。報告者は、この社会制度の連続性も、現地住民の「イラン」への帰属意識の原因となったと考えた。

以上の研究状況・背景を踏まえ、本研究では、ロシア帝政期(1813~1918 年)の南東コーカサスにおいて残存していた「イラン」的な社会機構・制度の 1 つの例として、裁判制度を扱うこととした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ロシア帝国が国内の「異民族」に対して、どのような法を制定・施行し、裁判所などの法執行機関をどのように運用したのかの解明である。また、ロシアによって導入された新たな法が、現地の社会にどのような変化を与えたのか、逆に変化せずに残ったものは何だったのかを考察する。

具体的な研究対象となるのは、南東コーカサスである。この地域がロシア帝国に併合される 19 世紀初頭から、帝国が滅亡する 20 世紀初頭までを扱う。

また、以上の地域・年代に関する実証的な研究を土台にしつつ、帝国論やオリエンタリズム論、比較法制史などにも接続しうる視座を提供することを目指す。

3. 研究の方法

本研究の主な土台となるのは、ロシア帝政期南東コーカサスの法廷やその周辺で作成された文書類の分析である。まず、これらの文書が保管されている現地の文書館や研究機関において必要な資料をコピーや画像データの形で収集し、国内へと持ち帰った後に整理と内容の読解、検討を行うこととなる。

そのほか、ロシア帝政期に発行された法令集の類も、重要な分析対象となる。それらの多くは現在インターネットで画像データを閲覧することが可能であるが、一部は現地の資料館でない

とアクセスできない。それらも、上述の文書史料と同時に収集することとなる。

これらの史料の分析を通じて法制度やその運用の実態などを再構築していくこととなるが、その際にはロシア帝政期における中央アジアやヴォルガ・ウラル地域の法制度に関する先行研究なども参考にする。

4. 研究成果

(1) 裁判制度の二重構造に関する研究の内容をまとめると、以下のようになる。まず、ロシア帝政期の南東コーカサスにおける裁判制度とシャリーア法廷（イスラーム法に基づいた伝統的な法廷）のあり方は、以下の5つの時期に大きく分けることができる。すなわち、1831年以前：各地域単位での制度改革、1831年～：地域単位ではない、統一的な裁判制度の導入、1840年～：ロシア中央のそれに準じた裁判制度の導入（軍政からの脱却）、1866年～：1864年改革に基づく新制度の導入、1872年～：シャリーア法廷の組織化、である。

シャリーア法廷は、帝政期を通じて、その権限を縮小された上で存続していた。1872年以降は、その「裁判」の管轄が婚姻事件のみという、非常に狭い範囲に限定される。一方で、シャリーア法廷は、「仲裁」という形式を取りながら、婚姻関係以外の民事事件も裁くことができた。その審理の大部分は前時代と同様に行われていたと考えられるが、一方で、当事者双方の事前の合意が必要となったり、判決を当局に提出することが義務化されたりといった変化もあった。

こうして見ると、南東コーカサスのシャリーア法廷のあり方は、ロシア帝政下の他のムスリム地域、例えばトルキスタン地方のそれとは、かなり異なっていたことが分かる。まず、トルキスタンのカーディーと異なり、南東コーカサスのカーディーは、「民衆判事」ではない。彼らは、トルキスタンのカーディーのように選挙によって選ばれるわけではなかったし、刑事裁判を行う権利も持たなかった。また、トルキスタンのシャリーア法廷が二審制を導入したのに対し、南東コーカサスのシャリーア法廷は、婚姻事件の裁判を三審制で行った。婚姻事件以外に関しては、あくまで制度上は「裁判」ではなく「仲裁」であるため、上訴はできなかったと考えられる。

しかし、本研究が提示した1872年規程制定後のシャリーア法廷の状況は、法令などの史料から再構成された、制度上の理念に過ぎない。今後、文書史料などの分析を通じて、当時のシャリーア法廷の実態を明らかにする必要がある。例えば、実際のシャリーア法廷裁判は、どのように進められたのか。仲裁証書を提出する場合としない場合で、シャリーア法廷の審理に変化はあったのか。判決ではなく和解によってシャリーア法廷裁判が終了した場合、その後の手続きはどのようなものになったのか（和解契約の届け出が必要とされたのか）。そして、シャリーア法廷が実際に扱った事件は、どういったものであったのか。そもそも、これまでに述べてきた手続きは守られていたのか、などである。

(2) 婚姻制度に関する研究においては、制度史的な研究の後に、「教区簿冊」と呼ばれる史料を用いて、ロシア帝政期南東コーカサスの農村における婚姻と家族のあり方を復元した。

南東コーカサスでは、1813年にロシアに併合された後、段階的に統治制度が整備されていった。その中で1つの画期となったのが、1872年の「ザカフカース・シーア派（スンナ派）ムスリム聖職者統治規程」（以下、「1872年規程」）の公布である。1872年規程は、ザカフカースのムスリム聖職者（＝ウラマー）の管理・統制を目的とし、彼らを4階層からなるピラミッド状の組織に編成した。そのうち、最下層の聖職者である「ムッラー」は、「モスク教区共同体」（以下、「モスク教区」）ごとに1名設置された。モスク教区の規模は、80～90戸と定められており、村落部においては、1つの村がそのまま1つのモスク教区とされることが多かったようだ。

モスク教区の実際の規模と人口構成を知るために発表者が利用したのが、ティキャンルという村 = モスク教区に関する、「人別帳」とも呼ぶべき史料である。1881年に村のムッラーによって作成されたこの帳簿は、該当年におけるモスク教区の全住民の名前・続柄・生年を、世帯別に記録したもののようだ。それによると、ティキャンル村には、計91戸の世帯が存在し、569人が居住していた。モスク教区の規模は、法令の定めるところにほぼ準じていると言えよう。世帯は基本的に、世帯主とその妻、世帯主の息子夫婦や未婚の娘らによって構成される。そこに世帯主の兄弟とその妻子、世帯主の未婚の姉妹、世帯主の母が加わることも多い。すなわち、世帯は基本的に男系親族で構成された、とまとめることができる。世帯構成者数の平均は6.3人で、大家族世帯や多核家族世帯の割合が高いという特徴が見られた。

このような共同体であるモスク教区におけるムッラーの業務の1つが、教区簿冊の作成と管理である。教区簿冊は、モスク教区の住民の出生・結婚・離婚・死亡を記録したもので、それぞれに関する帳簿が別個に作成され、最終的にはある程度がファイルにまとめられた上で保管された。これらのファイルは、現在、アゼルバイジャン共和国国立歴史文書館にて相当数が所蔵されている。しかし、管見の限り、これらの教区簿冊を扱った研究は、現地研究者も含めて誰も行っていない。

さて、本研究の具体的な分析対象とされたのは、主にアシャグ・ゼイズイト(1877年)とジョルル(1881年)という2つの村 = モスク教区である。いずれもエリザヴェートポリ県又八郡に属する。この両村を分析対象としたのは、該当年の教区簿冊のうち、離婚簿以外の3帳簿が全て揃っており、それらに記された情報が比較的詳細であるためである。

まず、結婚簿の記録を分析したところ、ジョルル村の新郎新婦3組はいずれもやや高齢で初婚を迎えているが、アシャグ・ゼイズイト村の初婚者は男女ともに10代の者が多いという特徴が見られた。1872年規程が定める結婚可能年齢の下限である15歳の新郎、13歳の新婦ともに記録がある。法令に反する若年婚が行われていた可能性もあり、例えば、13歳で2度目の結婚をした新婦などが記録されている。また、夫の方が何歳か年上の夫婦が多い、同村もしくは近隣の村の出身者との結婚が大半である、などといった傾向が両村に共通して見られた。

次に出産に関してだが、アシャグ・ゼイズイト村では、10代前半を中心とした、若年齢での出産が目立った。一方、ジョルル村の記録では、逆に高齢出産が多く、妻の年齢が40歳、50歳、60歳という信じがたい事例も見られた。これらの情報の解釈は難しいが、何らかの不都合な事実、例えば新生児が「不義の子」であることを隠すために記録が捏造された、という可能性も指摘できる。

また、妊娠と出産は、女性にとって命がけの行為であったようだ。アシャグ・ゼイズイト村の死亡簿は、「難産」によって死亡した3人の若い女性を記録する。ジョルル村では、記録された死亡者6人のうち3人が乳幼児である。記録にあらわれない死産や流産も含め、乳幼児の死亡率は高かったと推測される。特にこの時代、天然痘が大きな脅威となっていたようで、多くの乳幼児がこの病気で死亡した記録が残されている。

本研究は、これまでほとんど活用されてこなかったロシア帝政期南東コーカサスの教区簿冊を用いた研究の可能性を示した。今後、都市部も含め、より多くの教区簿冊を収集・分析することで家族史研究や人口史研究を進めるとともに、ロシア帝政期における社会の変化についても明らかにしていく予定である。

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 2 件)

塩野崎信也、ロシア帝政期南東コーカサスの農村における家族の姿、日本中央アジア学会 2018 年度大会、2019 年。

塩野崎信也、ロシア帝政期南東コーカサスにおける結婚と離婚、東洋史研究会大会、2017 年。

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。